

陸上自衛隊達第 21-28-2 号

改正 平成 29 年 3 月 24 日達第 122-283 号 平成 30 年 3 月 27 日達第 122-291 号
平成 31 年 3 月 18 日達第 122-297 号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号
令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号 令和 5 年 3 月 24 日達第 21-28-1 号
令和 6 年 3 月 21 日達第 21-28-2 号

幹部自衛官の分野制度に関する達を次のように定める。

平成 28 年 3 月 18 日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

幹部自衛官の分野制度に関する達

(趣旨)

第 1 条 この達は、幹部候補生及び 3 等陸尉以上の自衛官自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の分野制度について必要な事項を定めるものとする。

(分野制度の目的等)

第 2 条 分野制度は、幹部自衛官に分野を指定することにより、当該幹部自衛官の経歴管理の方向を明らかにするとともに、各分野における適正な人事管理に資することを目的とする。

2 人事管理は、当該隊員の職種（陸上自衛官の職種に関する訓令（平成 13 年陸上自衛隊訓令第 18 号）において指定される職種をいう。）及び特技（陸上自衛官の特技に関する達（陸上自衛隊達第 32-16 号）において指定される特技をいう。）において実施するとともに、指定された分野を活用するものとする。ただし、指定された分野は、他分野への補職を妨げるものではない。

3 補職及び配置指定に当たっては、原則としてその職の特技保有者によるほか、その職に属する分野の指定を受けている者又は当該分野の指定を受けるに足る者、あるいは当該分野での育成を予定する者をもって行うものとする。

(分野の定義及び区分)

第 3 条 分野とは、将来の戦略環境の変化や新たな戦い方を踏まえ、職種とは区分整理を異にして高度な専門能力を有する人材（以下「分野のスペシャリスト」という。）を育成・管理することが必要な職務の総称をいう。

2 分野の区分は、情報、デジタル分野（サイバー、電磁波、AI・OR）、研究開発、後方、情報発信、法務、心理（メンタルヘルス）、国際、戦略研究、戦史、特殊作戦、心理戦とする。

(分野の指定等)

第4条 分野の指定、取消し及び変更（以下「指定等」という。）は、陸上幕僚長（次条において「分野指定権者」という。）が行う。

2 各分野の人材育成の機能を強化するため、別紙第1のとおり助言部署及び協力部署を指定する。

- (1) 助言部署は、陸上幕僚長が行う分野の指定等について、専門的見地から必要な助言を行うとともに、人材育成要領について協力するものとする。
- (2) 協力部署は、人事管理について助言機能を有さないものの、人材育成要領について協力するものとする。

(分野委員会)

第5条 分野指定権者は、分野の指定等について審議するため、陸上幕僚監部に分野委員会を置く。

2 分野委員会は、委員長及び委員長の命ずる審議委員（1 佐分野審議委員、2 佐以下分野審議委員）をもって構成する。

3 分野委員会は、必要に応じ各助言部署又は協力部署から分野の指定等に係る助言又は協力を得ることができる。

4 その他、指定等に関わる必要な事項は委員長が定める。

(分野の指定要領)

第5条の2 分野を指定する時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) A幹部（一般幹部候補生（部内から選抜した者を除く。）出身者をいう。）は、3等陸佐昇任時に指定することを基本とする。ただし、指揮幕僚課程又は技術高級課程修了時に1等陸尉である者は、当該課程修了後、直近の定期昇任日に当該隊員の昇任の有無にかかわらず当該分野に指定するものとする。また、キャリア採用幹部については、幹部候補生学校卒業時に指定することを基本とする。

(2) B幹部（部内選抜の一般幹部候補生及び飛行幹部候補生出身者をいう。）は、1等陸尉昇任時に指定することを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、初級幹部から管理することが適切な分野として陸上幕僚長が別に示す分野及び陸上幕僚長が指名する幹部自衛官は、分野の指定に必要な特技課程等修了後、直近の定期昇任日に当該隊員の昇任の有無にかかわらず当該分野に指定するものとする。この際、育成に長期間を要する分野については必要に応じ幹部候補生学校卒業時等に指定するものとする。

第6条 分野は、別紙第2に示す指定要件及び人事管理資料並びに経歴管理等を考慮して指定する。

2 2以上の分野を指定する場合は、順位を付して指定するものとする。

(指定の見直し)

第7条 指定の見直しは、昇任選考時に実施し、必要がある場合は当該指定を取消し又は変更（順位の変更を含む。以下同じ。）するものとする。

- 2 前項によるほか、次に掲げる場合には、指定した分野を取消し又は変更するものとする。
 - (1) 指定した分野に関する能力の低下により、当該分野の職務及び責任が遂行できなくなった場合
 - (2) 分野における職の内容又は分野の指定要件の改正により、当該分野に必要な要件を満たさなくなった場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該分野を指定されるために必要な要件を満たさなくなった場合

(指定の通知)

第8条 分野の指定等の通知は、その都度別紙第3により当該幹部自衛官の所属部隊等の長及び人事記録の保管権者に行う。

- 2 前項の通知を受けた所属部隊等の長は、書面により当該指定等の内容を本人に通知するものとする。
- 3 第1項の通知を受けた人事記録の保管権者は、当該指定等の内容を人事記録に記載するものとする。

附 則

この達は、平成28年3月18日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日陸上自衛隊達第122-283号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-291号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月18日陸上自衛隊達第122-297号）

この達は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和5年3月24日陸上自衛隊達第21-28-1号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第21-28-2号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。

